破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第３５０号
茨城県水戸市八幡町７番13―506号　シャトー水戸、前住所茨城県水戸市備前町２番３―104号　シャトーユゲ
破産者　秋山　　道
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５２８号
茨城県笠間市旭町467番地３　ロイヤルウィングＡ―201
破産者　池田由美子
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３０号
茨城県ひたちなか市小貫山２丁目３番地１　レオパレスコスモＡ棟210号
破産者　菊地巳智夫
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５８号
茨城県水戸市本町１丁目12番10号
破産者　佐川　秀之
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３１３号
北九州市小倉北区吉野町11番15―907号
破産者　安東　久男
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８０号
福岡県遠賀郡水巻町吉田西２丁目５番11号　サンスカイエールＣ棟201号室
破産者　柴田　清之
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８９号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目１番10号、前住所北九州市小倉南区守恒本町２丁目６番23―202号
破産者　田川　雄治
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目35番地24　ユナイト追浜ストラスブール201
破産者　淺野　伸二
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１９２号
新潟市東区東明７丁目１番地２　ライブリー木島102号
破産者　安達　英夫
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２号
山梨県甲府市大里町1237番地　ハイツ豊石１号館102号室
破産者　吉田　　充
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
山梨県甲府市上石田２丁目30番22号、前住所山梨県甲斐市牛句2263番地１
破産者　佐藤トメ子（旧姓イワムラ）
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２２１号
神戸市長田区房王寺町７丁目６番２号　スカイハイツＢ棟202号
破産者　新谷　敬祐
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０７３号
神戸市垂水区城が山５丁目９番４号　第２太陽ハイツ１号、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通４丁目12番８号　リリーフ中山手101
破産者　石橋　承吾
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１号
神戸市北区藤原台南町１丁目４番３号　サントレージュ南町Ａ棟203号、従前の住所兵庫県丹波篠山市黒岡1017番地５　コンフォート春日105号
破産者　辻　布美子
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地25
破産者　金澤　亜美
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第８７号
秋田市旭南二丁目１番36―２号　セジュール富貴101
破産者　赤川　理菜
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２９１号
201，Ｒｏｓｅｍａｒｙ　１　Ｂｕｉｌｄｉｎｇ，Ｎｏ４　Ｌａｎｅ　535　Ｋｉｍ　Ｍａ Ｓｔｒｅｅｔ，Ｇｉａｎｇ　Ｖｏ　Ｗａｒｄ，Ｈａｎｏｉ　ｃｉｔｙ，Ｖｉｅｔｎａｍ、開始決定時の住所神奈川県藤沢市本町２丁目４番17号　ストゥディオ本町　202号
破産者　山形　　聡
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４０４号
神奈川県大和市下鶴間581番地３　ミルキーウェイつきみ野206号
破産者　藤林　咲野
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部